

独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則(機構規則第121号 平成27年1月26日制定)(以下「取扱規則」という。)により定められた公的研究費等の管理・運営における本校の責任体制は下記のとおりです。

東京工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する規則上の責任者一覧

各責任者等	職名	備考
○最高管理責任者	独立行政法人国立高等専門学校機構 理事長	取扱規則第4条
○総括管理責任者	独立行政法人国立高等専門学校機構 総務担当理事	取扱規則第5条
○コンプライアンス推進責任者	独立行政法人国立高等専門学校機構東京工業高等専門学校 校長	取扱規則第6条
○コンプライアンス推進副責任者	独立行政法人国立高等専門学校機構東京工業高等専門学校 機械工学科長	取扱規則第6条第3項に基づき任命
同上	独立行政法人国立高等専門学校機構東京工業高等専門学校 電気工学科長	同上
同上	独立行政法人国立高等専門学校機構東京工業高等専門学校 電子工学科長	同上
同上	独立行政法人国立高等専門学校機構東京工業高等専門学校 情報工学科長	同上
同上	独立行政法人国立高等専門学校機構東京工業高等専門学校 物質工学科長	同上
同上	独立行政法人国立高等専門学校機構東京工業高等専門学校 一般教育科長	同上
同上	独立行政法人国立高等専門学校機構東京工業高等専門学校 教育研究技術支援センター長	同上
同上	独立行政法人国立高等専門学校機構東京工業高等専門学校 事務部長	同上

※ 研究不正に対する取組事項(規則等)については、下記HPをご覧ください。((独)国立高等専門学校機構ホームページ)  
<https://www.kosen-k.go.jp/about/release/kenkyuufusei.html>